相手国政府・相手国際機関 (注1)	名　　称	援助の目的及び内容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署名者	告示日 告示番号 (注4)
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	577,000千円 (H20年度 63,000千円) H21. 3.31まで (H21年度 280,000千円) H22. 3.31まで (H22年度 173,000千円) H23. 3.31まで (H23年度 61,000千円) H24. 3.31まで	H20. 5. 7 東京で (同日)	日本側　高村正彦外務大臣 中国側　陳徳銘商務部長	H20. 5.22 281号
中国	大連外国語学院日本語学習機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	大連外国語学院日本語学習機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	36,700千円 H21. 3.31まで	H20.12.24 北京で (同日)	日本側　宮本雄二在中国大使 中国側　章新勝教育部副部長	H21. 1.19 4号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、――――――と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。